

十和田市国民保護計画新旧対照表

十和田市国民保護計画 新旧対照表

連番	該当項・箇所	現 行	変 更 案	変更理由
(1)	目次1	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1編 総 論 1～13</p> <p>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 1</p> <p>1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ 1</p> <p>2 市国民保護計画の構成 1</p> <p>3 市国民保護計画の見直し、変更手続 1</p> <p>第2章 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針 2</p> <p>1 基本的人権の尊重 2</p> <p>2 国民の権利利益の迅速な救済 2</p> <p>3 国民に対する情報提供 2</p> <p>4 関係機関相互の連携協力の確保 2</p> <p>5 国民の協力 2</p> <p>6 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施 2</p> <p>7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 2</p> <p>8 国民保護措置又は緊急対処保護措置に従事する者等の安全の確保 2</p> <p>9 本市の特性を踏まえた国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に係る特別な配慮 2</p> <p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 3</p> <p>1 関係機関の事務又は業務の大綱 4</p> <p>2 関係機関等の連絡先、連絡方法等 4</p> <p>第4章 市の地理的、社会的特徴 5</p> <p>1 位置 5</p> <p>2 地形 6</p> <p>3 気候 6</p> <p>4 人口、世帯、年齢構成及び人口分布 10</p> <p>5 道路の位置等 10</p> <p>6 鉄道の位置等 10</p> <p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態 11</p> <p>1 武力攻撃事態 11</p> <p>2 緊急対処事態 13</p> <p>第2編 平素からの備えや予防 14～32</p> <p>第1章 組織・体制の整備等 14</p> <p>第1 市における組織・体制の整備 14</p> <p>1 市の各部及び消防本部における平素の業務 14</p> <p>2 市職員の参集基準等 17</p> <p>3 消防機関の体制 18</p> <p>4 国民の権利利益の救済に係る手続等 18</p> <p>第2 関係機関との連携体制の整備 19</p> <p>1 基本的考え方 19</p> <p>2 県との連携 19</p> <p>3 近接市町村との連携 20</p> <p>4 指定公共機関等との連携 20</p> <p>5 ボランティア団体等に対する支援 20</p> <p>第3 通信の確保 21</p> <p>1 非常通信体制の整備 21</p> <p>2 非常通信体制の確保 21</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備 22</p> <p>1 基本的考え方 22</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備 22</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 23</p> <p>4 被災情報の収集・報告に必要な準備 26</p>	<p>※ 網掛け部分は変更のある節等</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1編 総 論 1～13</p> <p>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 1</p> <p>1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ 1</p> <p>2 市国民保護計画の構成 1</p> <p>3 市国民保護計画の見直し、変更手続 1</p> <p>第2章 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針 2</p> <p>1 基本的人権の尊重 2</p> <p>2 国民の権利利益の迅速な救済 2</p> <p>3 国民に対する情報提供 2</p> <p>4 関係機関相互の連携協力の確保 2</p> <p>5 国民の協力 2</p> <p>6 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施 2</p> <p>7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 その他特別な配慮 2</p> <p>8 国民保護措置又は緊急対処保護措置に従事する者等の安全の確保 2</p> <p>9 本市の特性を踏まえた国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に係る特別な配慮 2</p> <p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 3</p> <p>1 関係機関の事務又は業務の大綱 4</p> <p>2 関係機関等の連絡先、連絡方法等 4</p> <p>第4章 市の地理的、社会的特徴 5</p> <p>1 位置 5</p> <p>2 地形 6</p> <p>3 気候 6</p> <p>4 人口、世帯、年齢構成及び人口分布 10</p> <p>5 道路の位置等 10</p> <p>6 鉄道の位置等 10</p> <p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態 11</p> <p>1 武力攻撃事態 11</p> <p>2 緊急対処事態 13</p> <p>第2編 平素からの備えや予防 14～32</p> <p>第1章 組織・体制の整備等 14</p> <p>第1 市における組織・体制の整備 14</p> <p>1 市の各部及び消防本部における平素の業務 14</p> <p>2 市職員の参集基準等 17</p> <p>3 消防機関の体制 18</p> <p>4 国民の権利利益の救済に係る手続等 18</p> <p>第2 関係機関との連携体制の整備 19</p> <p>1 基本的考え方 19</p> <p>2 県との連携 19</p> <p>3 近接市町村との連携 20</p> <p>4 指定公共機関等との連携 20</p> <p>5 ボランティア団体等に対する支援 20</p> <p>第3 通信の確保 21</p> <p>1 非常通信体制の整備 21</p> <p>2 非常通信体制の確保 21</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備 22</p> <p>1 基本的考え方 22</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備 22</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 23</p> <p>4 被災情報の収集・報告に必要な準備 26</p>	<p>「手引き」との整合(項目整理)</p> <p>※日本赤十字及び放送事業者への配慮について</p>

連番	該当項・箇所	現 行	変 更 案	変更理由
(1)	目次 2	第 5 章 研修及び訓練 2 5 1 研修 2 5 2 訓練 2 5 第 2 章 避難及び救援に関する平素からの備え 2 6 1 避難に関する基本的事項 2 6 2 救援に関する基本的事項 2 7 3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 2 7 4 避難施設の指定への協力 2 7 第 3 章 生活関連等施設の把握等 2 8 第 1 章 生活関連等施設の把握等 2 8 1 生活関連等施設の把握等 2 8 2 市における平素からの備え 2 8 第 2 章 市が管理する公共施設等における警戒 2 8 第 4 章 物資及び資材の備蓄、整備 2 9 1 市における備蓄 2 9 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 2 9 第 5 章 国民保護に関する啓発 3 0 1 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する啓発 3 0 2 武力攻撃事態等又は緊急対処事態において住民がとるべき行動等に関する啓発 3 0 第 3 編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処 3 1～6 8 第 1 章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 3 1 1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置 3 1 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 3 2 第 2 章 市対策本部の設置等 3 3 1 市対策本部の設置 3 3 2 市対策本部の組織構成及び機能等 3 4 3 市対策本部長の権限 4 1 4 市対策本部の廃止 4 1 5 通信の確保 4 1 第 3 章 関係機関相互の連携 4 2 1 国・県対策本部との連携 4 2 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 4 2 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 4 2 4 他の市町村長等に対する応援要求、事務の委託等 4 3 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 4 3 6 市の行う応援等 4 3 7 ボランティア団体等に対する支援等 4 4 8 市民への協力要請 4 4 第 4 章 警報及び避難の指示等 4 5 第 1 章 警報の伝達及び通知等 4 5 1 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における警報の伝達及び通知等 4 5 2 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における警報伝達の方法 4 6 3 緊急通報の伝達及び通知 4 6 第 2 章 避難の指示等 4 7 1 避難の指示 4 7 2 事態の類型に応じた留意事項 4 8 3 避難住民の誘導 4 9 4 避難実施要領 5 1 第 5 章 救援 5 4 1 救援の実施 5 4 2 関係機関との連携 5 4 3 救援の内容 5 4	※ 網掛け部分は変更のある節等 第 5 章 研修及び訓練 2 7 1 研修 2 7 2 訓練 2 7 第 2 章 避難、救援及び武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する平素からの備え 2 8 1 避難に関する基本的事項 2 8 2 避難実施要領のバターンの作成 2 8 3 救援に関する基本的事項 2 9 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 2 9 5 避難施設の指定への協力 2 9 6 生活関連等施設の把握等 2 9 第 3 章 物資及び資材の備蓄、整備 3 1 1 市における備蓄 3 1 2 市が管理する施設及び設備の整備、点検等 3 1 第 4 章 国民保護に関する啓発 3 2 1 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する啓発 3 2 2 武力攻撃事態等又は緊急対処事態において住民がとるべき行動等に関する啓発 3 2 第 3 編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処 3 3～7 7 第 1 章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 3 3 1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置 3 3 2 対策本部への移行に要する調整 3 4 3 武力攻撃等又は緊急対処事態における攻撃の兆候に関する連絡があった場合の対応 3 4 第 2 章 市対策本部の設置等 3 5 1 市対策本部の設置 3 5 2 市対策本部の組織構成及び機能等 3 6 3 市対策本部長の権限 4 3 4 市対策本部の廃止 4 3 5 通信の確保 4 3 第 3 章 関係機関相互の連携 4 4 1 国・県対策本部との連携 4 4 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 4 4 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 4 4 4 他の市町村長等に対する応援の要求・事務の委託等 4 5 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 4 5 6 市の行う応援等 4 5 7 ボランティア団体等に対する支援等 4 6 8 住民への協力要請 4 6 第 4 章 警報及び避難の指示等 4 7 第 1 章 警報の伝達等 4 7 1 警報内容の伝達等 4 7 2 警報内容の伝達方法 4 8 3 緊急通報の伝達及び通知 4 8 第 2 章 避難住民の誘導等 4 9 1 避難の指示の通知・伝達 4 9 2 避難実施要領の策定 4 9 3 避難住民の誘導 5 2 4 事態の類型に応じた留意事項 5 4 第 5 章 救援 5 7 1 救援の実施 5 7 2 関係機関との連携 5 7 3 救援の内容 5 7	「手引き」との整合 (項目整理) 第 3 章を第 2 章へ 転記 「手引き」との整合 (項目整理) 「手引き」との整合 (項目整理)

連番	該当項・箇所	現 行	変 更 案	変更理由
(1)	目次 3	第6章 安否情報の収集・提供 5 9 1 安否情報の収集 5 9 2 県に対する報告 6 0 3 安否情報の照会に対する回答 6 0 4 日本赤十字社に対する協力 6 0 第7章 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処 6 1 第1章 生活関連等施設の安全確保等 6 1 1 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処の基本的考え方 6 1 2 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の兆候の通報 6 1 3 生活関連等施設の安全確保 6 1 4 危険物質等に係る武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の防止及び防除 6 2 第2章 N B C 攻撃による災害への対処等 6 2 1 応急処置の実施 6 2 2 国の方針に基づく措置の実施 6 2 3 関係機関との連携 6 2 4 汚染原因に応じた対応 6 3 5 汚染拡大防止のための措置 6 3 6 要員の安全の確保 6 3 第3章 応急措置等 6 4 1 退避の指示 6 4 2 応急公用負担等 6 5 3 警戒区域の設定 6 5 4 消防に関する措置等 6 5 第8章 被災情報の収集及び報告 6 7 第9章 保健衛生の確保その他の措置 6 8 1 保健衛生の確保 6 8 2 廃棄物の処理 6 8 第4編 国民生活の安定その他の措置 6 9～7 3 第1章 国民生活の安定に関する措置 6 9 1 生活関連物資等の価格安定 6 9 2 避難住民等の生活安定等 6 9 3 生活基盤等の確保 6 9 第2章 特殊標章等の交付及び管理 7 0 1 国民保護法で規定される特殊標章等 7 0 2 特殊標章等の交付及び管理 7 1 3 特殊標章等に係る普及啓発 7 1 第5編 復旧等 7 2 第1章 応急の復旧 7 2 1 基本的考え方 7 2 2 ライフライン施設の応急の復旧 7 2 第2章 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧 7 2 1 国における所要の法制の整備等 7 2 2 市が管理する施設及び設備の復旧 7 2 第3章 国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用の支弁等 7 3 1 国民保護措置又は緊急対処保護措置に要した費用の支弁、国への負担金 7 3 2 損失補償及び損害補償 7 3 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん 7 3 資料編 別冊(初動対応マニュアル、避難マニュアル)	※ 網掛け部分は変更のある節等 第6章 安否情報の収集・提供 6 2 1 安否情報の収集 6 2 2 県に対する報告 6 3 3 安否情報の照会に対する回答 6 4 4 日本赤十字社に対する協力 6 5 第7章 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処 6 6 第1章 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処 6 6 1 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処の基本的考え方 6 6 2 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の兆候の通報 6 6 第2章 応急措置等 6 7 1 退避の指示 6 7 2 警戒区域の設定 6 8 3 応急公用負担等 6 8 4 消防に関する措置等 6 8 第3章 生活関連等施設における災害への対処等 7 0 1 生活関連等施設の安全確保 7 0 2 危険物質等に係る武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の防止及び防除 7 1 第4章 N B C 攻撃による災害への対処等 7 1 1 応急措置の実施 7 1 2 国の方針に基づく措置の実施 7 1 3 関係機関との連携 7 1 4 汚染原因に応じた対応 7 1 5 汚染拡大防止のための措置 7 2 6 要員の安全の確保 7 2 第8章 被災情報の収集及び報告 7 3 第9章 保健衛生の確保その他の措置 7 4 1 保健衛生の確保 7 4 2 廃棄物の処理 7 4 第10章 国民生活の安定に関する措置 7 5 1 生活関連物資等の価格安定 7 5 2 避難住民等の生活安定等 7 5 3 生活基盤等の確保 7 5 第11章 特殊標章等の交付及び管理 7 6 1 特殊標章等 7 6 2 特殊標章等の交付及び管理 7 7 3 特殊標章等に係る普及啓発 7 7 第4編 復旧等 7 8～7 9 第1章 応急の復旧 7 8 1 基本的考え方 7 8 2 公共的施設の応急の復旧 7 8 第2章 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧 7 8 第3章 国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用の支弁等 7 9 1 国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用の支弁、国への負担金の請求 7 9 2 損失補償及び損害補償 7 9 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん 7 9 資料編 別冊(初動対応マニュアル、避難マニュアル)	第3から第2へ転記 第1から第3へ転記 第4編から第3編へ転記 第4編から第3編へ転記 「手引き」との整合(項目整理)


連番	該当項・箇所	現 行	変 更 案	変更理由
(2)	用語の意義及び用法	記載なし	(避難行動要支援者) 要配慮者のうち、災害発生時の避難等に自ら避難することが困難であり、特に支援を要する者	要配慮者との区分整理
(3)	P1 第1編 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	市は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。	市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置又は緊急対処事態における緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。	緊急対処保護措置を並記
(4)	P1 第1編 第1章 2 市国民保護計画の構成	2 市国民保護計画の構成 市国民保護計画は、以下の各編により構成する。 第1編 総論 第2編 平素からの備えや予防 第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処 第4編 国民生活の安定その他の措置 第5編 復旧等 資料編 別冊 初動対応マニュアル、避難マニュアル	2 市国民保護計画の構成 市国民保護計画は、以下の各編により構成する。 第1編 総論 第2編 平素からの備えや予防 第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処 第4編 復旧等 資料編 別冊 初動対応マニュアル、避難マニュアル	第4編の「国民生活の安定その他の措置」を第3編へ転記
(5)	P2 第1編 第2章 7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 その他特別な配慮	6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 前段記載なし 市は、指定公共機関及び指定地方・・・留意する。	7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 その他特別な配慮 市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由特に配慮する。 市は、指定公共機関及び指定地方・・・留意する。	「手引き」に基づき追記
(6)	P7～10 第1編 第4章 3、4 市の地理的、社会的特徴	—	「3 気候」及び「4 人口、世帯、年齢構成及び人口分布」の 統計数値の修正(令和元年、2年度分)	経年変化の変更
(7)	P11 第1編第5章 1 武力攻撃事態	1 武力攻撃事態 (1) 武力攻撃事態の類型 市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。 なお、基本指針及び県国民保護計画においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。	1 武力攻撃事態 市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。 (1) 武力攻撃事態の類型 基本指針及び県国民保護計画においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。	「手引き」に基づき変更
(8)	P13 第1編第5章 2 緊急対処事態	2 緊急対処事態 緊急対処事態は、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態である。 市国民保護計画においては、緊急対処事態として、国の基本指針及び県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。 なお、基本指針及び県国民保護計画においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。	2 緊急対処事態 (削除) 市国民保護計画においては、緊急対処事態として、 県国民保護計画において想定されている 事態を対象とする。 なお、 基本指針 においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。	前段は用語の解説で記載済みのため削除。 後段は「手引き」等に基づき変更

連番	該当項・箇所	現 行	変 更 案	変更理由																														
(9)	P17 第2編第1章 第12職員参集 基準	<p>【職員参集基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体 制</th> <th>参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①担当課体制</td> <td>総務課職員が参集</td> </tr> <tr> <td>②市緊急事態連絡室体制</td> <td>原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断</td> </tr> <tr> <td>③市国民保護対策本部体制又は市緊急事態対策本部体制</td> <td>全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集</td> </tr> </tbody> </table>	体 制	参 集 基 準	①担当課体制	総務課職員が参集	②市緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	③市国民保護対策本部体制又は市緊急事態対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集	<p>【体制及び職員参集基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体 制</th> <th>参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①担当課体制</td> <td>総務課職員が参集</td> </tr> <tr> <td>②市緊急事態連絡室体制</td> <td>原則として、市国民保護対策本部体制又は市緊急事態対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断</td> </tr> <tr> <td>③市国民保護対策本部体制又は市緊急事態対策本部体制</td> <td>全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集</td> </tr> </tbody> </table>	体 制	参 集 基 準	①担当課体制	総務課職員が参集	②市緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制 又は市緊急事態対策本部体制 に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	③市国民保護対策本部体制又は市緊急事態対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集	表題の変更及び③に繋がる②の基準の変更														
体 制	参 集 基 準																																	
①担当課体制	総務課職員が参集																																	
②市緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断																																	
③市国民保護対策本部体制又は市緊急事態対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集																																	
体 制	参 集 基 準																																	
①担当課体制	総務課職員が参集																																	
②市緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制 又は市緊急事態対策本部体制 に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断																																	
③市国民保護対策本部体制又は市緊急事態対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集																																	
(10)	P22 第2編第1章 第42(1) 警報の伝達体制の整備	<p>市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者（避難行動要支援者）に対する伝達に配慮する。その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。</p>	<p>市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達に配慮する。</p> <p>また、市は、警報を通知すべき関係機関については、あらかじめ市国民保護計画に定めておくものとする。</p>	「手引き」に基づき変更																														
(11)	P24 第2編第1章 第4 安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)	記載なし	<p>【安否情報省令 様式第1号（第1条関係）】</p> <p>安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)</p> <p>記入日時(年 月 日 時 分)</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>①氏名</td><td></td></tr> <tr><td>②フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td>③出生の年月日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>④男女別</td><td>男 女</td></tr> <tr><td>⑤住所(郵便番号を含む。)</td><td>〒</td></tr> <tr><td>⑥国籍</td><td>(日本 その他)</td></tr> <tr><td>⑦その他個人を識別するための情報</td><td></td></tr> <tr><td>⑧負傷(疾病)の該当</td><td>負傷 非該当</td></tr> <tr><td>⑨負傷又は疾病の状況</td><td></td></tr> <tr><td>⑩現在の居所</td><td></td></tr> <tr><td>⑪連絡先その他必要な情報</td><td></td></tr> <tr><td>⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑩を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。</td><td>回答を希望しない</td></tr> <tr><td>⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んでください。</td><td>回答を希望しない</td></tr> <tr><td>⑭①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。</td><td>同意する 同意しない</td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第96条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救済(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコン入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。</p> <p>(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。</p> <p>(注3) 「③出生年月日」欄は、元号標記により記入すること。</p> <p>(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。</p>	①氏名		②フリガナ		③出生の年月日	年 月 日	④男女別	男 女	⑤住所(郵便番号を含む。)	〒	⑥国籍	(日本 その他)	⑦その他個人を識別するための情報		⑧負傷(疾病)の該当	負傷 非該当	⑨負傷又は疾病の状況		⑩現在の居所		⑪連絡先その他必要な情報		⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑩を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない	⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んでください。	回答を希望しない	⑭①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない	備考		様式を追記
①氏名																																		
②フリガナ																																		
③出生の年月日	年 月 日																																	
④男女別	男 女																																	
⑤住所(郵便番号を含む。)	〒																																	
⑥国籍	(日本 その他)																																	
⑦その他個人を識別するための情報																																		
⑧負傷(疾病)の該当	負傷 非該当																																	
⑨負傷又は疾病の状況																																		
⑩現在の居所																																		
⑪連絡先その他必要な情報																																		
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑩を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない																																	
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んでください。	回答を希望しない																																	
⑭①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない																																	
備考																																		

連番	該当項・箇所	現行	変更案	変更理由																																
(11)	P25 第2編 第1章 第4 安否情報収集様式(死亡住民)	記載なし	<p>【安否情報省令 様式第2号(第1条関係)】</p> <p>安否情報収集様式(死亡住民)</p> <p>記入日時(年 月 日 時 分)</p> <table border="1"> <tr><td>①氏名</td><td></td></tr> <tr><td>②フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td>③出生の年月日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>④男女別</td><td>男 女</td></tr> <tr><td>⑤住所(郵便番号を含む。)</td><td>〒</td></tr> <tr><td>⑥国籍</td><td>(日本 その他)</td></tr> <tr><td>⑦その他個人を識別するための情報</td><td></td></tr> <tr><td>⑧死亡の日時、場所及び状況</td><td></td></tr> <tr><td>⑨遺体が安置されている場所</td><td></td></tr> <tr><td>⑩連絡先その他必要な情報</td><td></td></tr> <tr><td>⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意</td><td>同意する 同意しない</td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> </table> <p>(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救済(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコン入力、回答の際に企業や個人に業務委託する場合があります。</p> <p>(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。</p> <p>(注3) 「③出生年月日」欄は、元号標記により記入すること。</p> <p>(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。</p> <table border="1"> <tr><td>⑪の同意回答者名</td><td></td><td>連絡先</td><td></td></tr> <tr><td>同意回答者住所</td><td></td><td>続 柄</td><td></td></tr> </table> <p>(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。</p>	①氏名		②フリガナ		③出生の年月日	年 月 日	④男女別	男 女	⑤住所(郵便番号を含む。)	〒	⑥国籍	(日本 その他)	⑦その他個人を識別するための情報		⑧死亡の日時、場所及び状況		⑨遺体が安置されている場所		⑩連絡先その他必要な情報		⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意	同意する 同意しない	備考		⑪の同意回答者名		連絡先		同意回答者住所		続 柄		様式を追記
①氏名																																				
②フリガナ																																				
③出生の年月日	年 月 日																																			
④男女別	男 女																																			
⑤住所(郵便番号を含む。)	〒																																			
⑥国籍	(日本 その他)																																			
⑦その他個人を識別するための情報																																				
⑧死亡の日時、場所及び状況																																				
⑨遺体が安置されている場所																																				
⑩連絡先その他必要な情報																																				
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意	同意する 同意しない																																			
備考																																				
⑪の同意回答者名		連絡先																																		
同意回答者住所		続 柄																																		
(12)	P28 第2編 第2章 1(3) 避難に関する基本的事項	(3) 要配慮者(避難行動要支援者)の避難対策 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への・・・	(3) 避難行動要支援者への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、 高齢者、障がい者等要配慮者のうち、特に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難について、自然災害時への・・・	要配慮者のうち自ら避難が困難な者を明確化																																
(13)	P28 第2編第2章 2 主文	市は、関係機関(教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、要配慮者その他の自ら避難することが困難な者の避難方法、季節の別・・・	市は、関係機関(教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、 要配慮者 の避難方法、季節の別・・・	用語の解説に整合																																
(14)	P29 第2編 第2章 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握 市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送及び輸送施設に関する情報を共有する。	(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握 市は、 住民の避難について主体的な役割を担うことから、避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保のため、複数のルートや代替ルートを考慮しつつ、自ら市内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の輸送力並びに確保すべき輸送施設についてあらかじめ把握するものとする。	「手引き」に基づき変更																																
(15)	P33 第3編 第1章 1(2) I緊急事態連絡室の構成	記載なし	I 緊急事態連絡室の構成 緊急事態連絡室は市長を室長とし、 市対策本部員のうち、総務部長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。	「手引き」に基づき構成について明記																																
(16)	P46 第3編第3章7 (2) ボランティア活動への支援等	(途中省略) また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互	(途中省略) また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県、 市社会福祉協議会 と連携して、ボランティア関係団体等と相互	市と社協との連携(防災計画との整合)																																

連番	該当項・箇所	現 行	変 更 案	変更理由
(17)	P48 第3編第4章 第12(1)の警報 の内容の伝達方法	警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等の 要配慮者 に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、 要配慮者 に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	事前相談の修正意見による変更
(18)	P48 第3編第4章 第12(2)緊急対 処事態における 警報の内容の伝 達	記載なし	(2) 緊急対処事態における警報の内容の伝達 緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容の通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、以下のとおり行う。 ア 市長は、知事から警報の通知を受けたときは、国の対策本部長が定める警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じ、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に伝達する。 イ この場合において、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、緊急対処事態において警報が発令された事実等を周知するものとする。 エ 市長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。 この場合において、特に、要配慮者に対する伝達に配慮するものとする。 ウ 警報の解除の伝達については、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）	「手引き」に基づき緊急対処事態の伝達を明記
(19)	P50 第3編第4章 第22(2)【避難 実施要領の項目】	(①～⑤ 省略) ⑥ 避難の手段及び避難の経路 集合後に実施する避難の交通手段を明示するとともに、避難の開始時間及び避難経路等、避難の詳細を可能な限り具体的に記載する。 (例：バスで〇〇に集合した後は、〇日の15時30分より30分間隔で、市職員の誘導に従って、主に徒歩で市立G中学校体育館に避難する。) ⑦ 市職員、消防職員の配置等 避難住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。	(①～⑤ 省略) ⑥ 避難の手段及び避難の経路 集合後に実施する 避難誘導 の交通手段を明示するとともに、 避難誘導 の開始時間及び避難経路等、 避難誘導 の詳細を可能な限り具体的に記載する。 (例：バスで〇〇に集合した後は、〇日の15時30分より30分間隔で、市職員の誘導に従って、主に徒歩で市立G中学校体育館に避難する。) ⑦ 市職員、消防職員の配置等 避難住民の 避難誘導 が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。	事前相談の修正意見による変更
(20)	P53 第3編第4章 第23避難住民の 誘導	(7) 高齢者・障害者等への配慮 市長は、高齢者、障害者、乳幼児そのた自ら避難することが困難な者の避難を完全に……。	(7) 避難行動要支援者 への配慮 市長は、高齢者、障害者等 要配慮者のうち、特に自ら避難することができないため避難に支援を要する避難行動要支援者 の避難を万全……。	県との事前相談による意見を反映

連番	該当項・箇所	現 行	変 更 案	変更理由
(21)	P54 第3編 第4章 第2 3(10) 動物の保護等に関する配慮	(9) 動物の保護等に関する配慮 ・・・・・・・・・・ ア 特定動物等の逸走対策 県は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、特定動物等が逸走した場合は、市と連携し、市民及び避難住民への周知を図るとともに、逸走した特定動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。 イ 被災動物の保護収容等の対策 県は、飼養者の安心の確保及び人への危害を防止するため、市と連携し、災害のために飼養が困難となった被災動物や、負傷・放浪動物等の保護・収容等の必要な措置を講ずる。 ウ 避難所における動物愛護及び環境衛生の維持 県は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市や獣医師会と連携し飼い主等に対して、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講ずる。	(10) 動物の保護等に関する配慮 ・・・・・・・・・・ ア 危険動物等の逸走対策 市長は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知を図るとともに、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。 イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 市長は、所有者等が行う要避難地域等において飼養され又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、相談・助言等の必要な措置を実施する。	「手引き」に基づき市の役割を明記
(22)	P55 第3編 第4章 第2 4(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合	記載なし	○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応 当初は、「一時避難場所までの移動」とし、その後「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。 ○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応 当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。 特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらう必要がある。 ※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。 特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を意図することが考えられることから、都市部の政治経済の中核、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。	「手引き」に基づき、ゲリラや特殊部隊に対する避難対応等を新規に追記
	P55 第3編 第4章 第2 4(3) 弾道ミサイル攻撃の場合	記載なし	ウ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるように、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。	「手引き」に基づき、周知措置を新規に追記
(23)	P63 第3編 第6章 2 県に対する報告	記載なし	【安否情報省令 様式第3号】 	手引き」に基づき様式第3号を新規に追記

連番	該当項・箇所	現 行	変 更 案	変更理由
(23)	P64 第3編 第6章 3(1) 安否情報の 照会の受付	記載なし	【安否情報省令 様式第4号】 	手引き」に基づき 様式第4号を新規 に追記
(23)	P65 第3編 第6章 3(2) 安否情報の 回答	記載なし	【安否情報省令 様式第5号】 	手引き」に基づき 様式第5号を新規 に追記
(23)	P73 第3編 第8章 (4) 火災・災害等 即報要領	記載なし	【火災・災害等即報要領 第3号様式】 	手引き」に基づき 火災・災害等即報 要領第3号様式を 新規に追記
(24)	P63～65 第3編第6章 2【安否情報省令 様式第3,4,5号】 P76 特殊標章等 【身分証明書の ひな型】	備考1 この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。 (備考2以下省略) P76 特殊標章等【身分証明書のひな型】同上	備考1 この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。 (備考2以下省略) P76 特殊標章等【身分証明書のひな型】についても上記同様に變更	事前相談の修正意 見による変更

連番	該当項・箇所	現 行	変 更 案	変更理由
(25)	P69 第3編第7章 第24(3)～(5)消防に関する措置等	市長等は、(以下省略)	市長及び消防長は、(以下省略)	「青森県消防相互応援協定」との整合
(26)	P69 第3編第7章 第24(4) 緊急消防援助隊等の応援要請	(途中省略) 緊急消防援助隊の応援等の要請等に係る要綱に基づき・・・	(途中省略) 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき、	事前相談の修正意見による変更
(27)	P70 第3編第7章 第32(2)〈措置〉	ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、消防法第12条の3) (イ 省略)	ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号) (イ 省略)	事前相談の修正意見による変更
(28)	P1～6 資料編 【避難実施要領の様式】	記載なし	屋内、市域内・外の別で一例を掲載	手引き」に基づき避難実施要領の様式を新規に追記